

44. 自 動 車 関 係 諸 税 の 概 要

税 目	課税主体	課税物件	税 率	税 収 の 使 途
揮 発 油 税	国	揮発油	48,600円/kl (当分の間の特例税率)	国の一般財源である。
地方揮発油税	国	揮発油	5,200円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県、指定市及び市町村(特別区含む)の一般財源として全額譲与されている。
石油ガス税	国	自動車用石油ガス	17円50銭/kg (9,800円/kl)	1/2は国の一般財源であり、1/2は都道府県及び指定市の一般財源として譲与されている。
軽油引取税	都道府県	軽油	32,100円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県及び指定市の一般財源である。
自動車税	都道府県	乗用車、トラック、バス等(軽自動車等を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・種別割 (自家用) (営業用) (例)・乗用車 (2,000ccクラス) 36,000円(39,500) (年) 9,500円(年) ・トラック(4～5トン積) 25,500円(年) 18,500円(年) ・バス〔一般乗合用(30～40人乗) 14,500円(年) ・バス〔その他(40～50人乗) 49,000円(年) 38,000円(年) ※乗用車(自家用)の()内は、令和元年9月以前に初回新規登録を受けている車両について適用。 ・環境性能割 ・自家用 取得価額の3% ・営業用 取得価額の2% 	都道府県の一般財源である。 ※但し、環境性能割については、一部を市町村(特別区含む)へ交付
軽自動車税	市町村	軽自動車、小型二輪車、原付自転車等	<ul style="list-style-type: none"> ・種別割 (例)・軽乗用車 { 自家用10,800円 (7,200円) (年) { 営業用 6,900円 (5,500円) (年) ・軽トラック { 自家用 5,000円 (4,000円) (年) { 営業用 3,800円 (3,000円) (年) ・小型二輪車 6,000円 (年) ※()内は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両について適用。 ・環境性能割 取得価額の2% 	市町村(特別区含む)の一般財源である。 ※但し、環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。
自動車重量税	国	乗用車、トラック、バス、軽自動車等	<ul style="list-style-type: none"> (例) 車検期間1年ごと (本則税率) (当分の間の特例税率) 乗用車 自重0.5トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 トラック { 2.5トン超 総重量 1トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 { 2.5トン以下 " 2,500円 3,300円 2,600円 軽自動車 1両ごとに 2,500円 3,300円 2,600円 	578/1,000は国の一般財源(一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付)であり、422/1,000は都道府県及び市町村(特別区含む)の一般財源として譲与されている(当分の間の特例譲与割合)。 ※譲与割合については、以後、段階的に引き上げ、令和17年度以降は490/1,000

- (備考) 1. 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車重量税の特例税率については、当分の間の措置である。
2. 令和16年4月1日より、揮発油税の税率については48,300円/kl、地方揮発油税の税率については5,500円/klとなる。
3. 一定の環境性能を満たした車に対しては、令和3年5月1日から令和5年4月30日までの間に受ける自動車検査証の交付等について、自動車重量税の減免措置が講じられている。
4. 自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽課するとともに、新規登録後長期経過した自動車に対して、重課する措置が講じられている。
5. 軽自動車税については、平成28年度以後、新規取得後13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車に対して重課する措置が講じられている。また、低公害車・低燃費車に対しては軽課措置が講じられている。
6. 自動車重量税については、新規登録後13年を経過した自動車及び新規登録後18年を経過した自動車に対して、それぞれ重課する措置が講じられている。
7. 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率は、燃費基準達成度等に応じて決定。令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の軽減措置が講じられている。
8. バリアフリー性能に優れた一定のバス及びタクシーに対して、自動車重量税にあっては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和元年10月1日から令和5年3月31日までの間の取得について、減免措置が講じられている。
9. 車両安定性制御装置等を装備した一定のバス及びトラックに対して、自動車重量税にあっては、令和3年5月1日から令和6年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和元年10月1日から令和5年3月31日までの間の取得について、軽減措置が講じられている。